

死因究明法案に関する意見書

2012年(平成24年)5月2日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

今国会での審議が見込まれている「死因究明等の推進に関する法律案」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案」については、十分かつ活発な審議の上、警察が死因究明を独占して行うことの問題点を踏まえ、これを警察から独立した機関に担わせるべきこと、死因究明を行った結果や資料に対する遺族その他の利害関係人のアクセス権を保障すべきことなども含め根本的に検討し直すべきである。

意見の理由

- 1 現在、国会において、「死因究明等の推進に関する法律案」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案」(以下あわせて「死因究明法案」という。)が審議されることが見込まれており、今国会中に成立することが予想されている。

この問題は、それまでさまざまな議論があったところ、平成22年1月に警察庁に「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」が設けられて検討が重ねられ、平成23年4月に公表された意見書(以下「研究会意見書」という。)において示された方向を踏まえて、今般、民主党、自民党及び公明党の三党が合意して、議員立法という形で提案されるものである。

- 2 もっとも、死因究明法案は、研究会意見書が提言していた全ての事項が立法化されている訳ではない。研究会意見書においては、警察庁だけでなく、厚生労働省や文部科学省も重要な役割を果たすことが期待され、法医解剖制度の創設、警察庁と厚生労働省との共管である法医学研究所の全国での設置(当初は、各県の大学にある法医学教室などを中心とするもの)が考えられていた。ところが、研究会意見書公表から1年を経ながら、「死因究明等の推進に関する法律案」では、政府において、死因究明等推進会議を設置して、死因究明等推進計画を策定するものとされるに留まっており、死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備等、研究会意見書で提案された多くの優先的課題について今後の道筋すら明らかになっていない。

また、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案」は、

犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体以外の死体について、警察官に対し、行政権限として、その死因又は身元を明らかにするための調査・検査を行う権限を付与することを定めている。

上記法案は、警察署長が、調査及び検査の結果なお死因が明らかにならない死体については遺族の承諾なく解剖に付することができることや、死体の身元の確認のために、死体を切開するなどの措置をとることができることなどを定めるとともに、専門的知識及び技能を要しない検査や、死体の身元確認のための措置のうち軽微なものについては、これを警察官に行わせることができることなどを定めている。

このように、上記法案は、警察官や警察署長に対し、死体の死因究明と身元確認について、これまでにない広範な権限を認めようとしているのであり、その他の制度には触れていないことから、研究会意見書の趣旨が反映されているのかはなほ疑問である。

- 3 死因究明が公衆の健康と安全のためにもなされるべき面があることからすれば、その情報は広く社会に還元されるべきところ、情報開示について消極的であり、犯罪捜査の一翼を担っている警察がこれを独占して行うのは適当ではなく、死因究明を担う機関としては、警察から独立した機関、又は、当面、少なくとも警察以外の監督官庁との共管となる機関を設けるのが望ましいと考えられる。

当連合会においては、かつて、「受刑者が死亡した場合、刑務所当局から独立した死因調査制度を確立すべきである。」との意見を公表しているところである（2003年（平成15年）7月17日付け「刑務所医療の抜本的改革と受刑者の死因調査制度の確立を求める日弁連の提言」）。また、「死因究明等の推進に関する法律案」の中の「死因究明等の推進に関する基本方針」においては、「身元確認のためのデータベースの整備」も施策としてあげられているところ、当連合会は、現時点で犯罪捜査のために用いられているDNAデータベース・システムについて、将来的には、警察庁その他の政府の行政機関から独立した第三者機関を設置してこれに委ねることも検討されるべきであるとの意見を述べている（2007年（平成19年）12月21日付け「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」）。

すなわち、例えば、刑務官、捜査官その他の官憲の行為が死亡に関係している場合や、警察の初動捜査における問題が疑われるような場合であってもなお、警察に死因究明を独占的に行わせることは、公正さを欠くものと言わざるを得ない。また逆に、真に事件性のない死亡であっても、警察が独占的に死因究明を行うことによって、犯罪行為による死亡であるとの予断が形成され、えん罪の発生に繋

がる可能性も否定できない。

このような観点からすれば、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案」が、犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体以外の死体について、警察に調査・検査などの広い行政警察権限を独占的に付与している点には重大な疑問がある。

それだけでなく、遺族等に対して遺体を引き渡す際に、解剖結果についての情報や説明を行うべきことが何ら規定されておらず、遺族に対する情報開示が極めて不十分であると言わなければならず、死因究明を行った結果や資料に対する遺族その他の利害関係人のアクセス権を保障することも検討されるべきである。

その他、死因究明の方法についての科学的な基準を定めるなど、死因の究明が公正かつ客観的になされることが担保される必要があるが、死因究明法案はその点においても不十分であると言わざるを得ない。

- 4 まず、「死因究明等の推進に関する法律案」における「死因究明等の推進に関する基本方針」について、研究会意見書の趣旨を反映させた、より具体的なものとするよう、国会において参考人を招致するなどして十分な議論がなされるべきであるし、政府において、今後、死因究明等推進会議を設置して、死因究明等推進計画を策定するのであれば、その場において、警察官や警察署長に上記権限を付与することの是非も含めて、より広く国民的議論がなされるべきであり、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案」については、もう一度、根本的に検討し直すべきである。